

230

令和 4 年 7 月 20 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所 四日市市平津新町260-632

医療法人の名称 医療法人 奥山内科

理事長 奥山 英尚

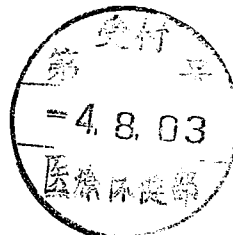


決 算 届

令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31日までの決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事 業 報 告 書

(自 令和 3 年 6 月 1 日 至令和 4 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 奥山内科

① 財団 社団(出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事業所の所在地 三重県四日市市平津新町260-632

(3) 設立認可年月日 平成2年12月10日

(4) 設立登記年月日 平成2年12月20日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類 診療所 三重県四日市市平津新町260-632

施設の名称 医療法人 奥山内科

開設場所 三重県四日市市平津新町260-632

認可病床数 なし

(2)当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3 年 7 月 20 日 令和 2 年度決算の決定

令和 4 年 5 月 29 日 令和 4 年度事業計画及び収支予算の決定

令和 4 年度理事の報酬額の決定

法人名 医療法人 奥山内科

所在地 四日市市平津新町260-632

財 産 目 録

(令和 4年 5 月31 日現在)

1. 資 産 額	7, 482, 899円
2. 負 債 額	16, 126, 999円
3. 純 資 産 額	△8, 644, 100円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,723
B 固 定 資 産	1,759
C 繰 延 資 産	
D 資 産 合 計 (A+B+C)	7,482
E 負 債 合 計	16,126
F 純 資 産 (D-E)	△8,644

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■ 賃貸 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□法人所有 □ 賃貸 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 奥山内科

※ 医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市平津新町260-632

貸借対照表

(令和 4年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	5,723	I 流動負債	818
II 固定資産	1,759	II 固定負債	15,308
1 有形固定資産	1,595	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	164	負債合計	16,126
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)		純資産の部	
III 繰延資産		科目	金額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△16,644
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	△8,644
資産合計	7,482	負債・純資産合計	7,482

様式4-2

法人名 医療法人 奥山内科

※ 医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市平津新町260-632

損 益 計 算 書
令和3年6月1日～令和4年5月31日

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	16,262
2 事業費用	4,720
本体業務事業利益	11,542
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	8,905
附体業務事業損失	△8,905
事業利益	2,637
II 事業外収益	30
III 事業損益	
經常利益	2,667
IV 特別損益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	2,667
法人税等	72
当期純利益	2,595

(注) 1 .利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 奥山内科

理事長 奥山 英尚 殿

私は、医療法人 奥山内科の 令和 3年会計年度(令和3年 6月 1日から令和 4年5月 31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和 4 年 7 月 20 日

監 事 福田 民郎

